

防犯機器の購入費用・設置費用を補助します!

## 瑞穂町防犯対策緊急補助事業のお知らせ



### 申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火) まで  
令和8年3月31日(申請受付最終日)は、午後3時までです。  
申請は**窓口でのみ対応**します。郵送等は受け付けません。

東京都内では、侵入窃盗等の犯罪が多発しています。  
瑞穂町では、侵入窃盗等の犯罪を未然に防ぐため、住宅に対して行った防犯対策にかかった費用の一部を補助します。

補助金額は、  
防犯対策にかかった費用の2分の1  
(上限20,000円)です。

1世帯につき1回まで申請できます。  
事業の詳細は、チラシの裏面・瑞穂町ホームページを  
ご確認ください。  
窓口で記入する場合は、印鑑、振込希望口座の通帳を  
ご持参ください。



【お問合せ】

協働推進部安全・安心課

TEL: 042-557-7610



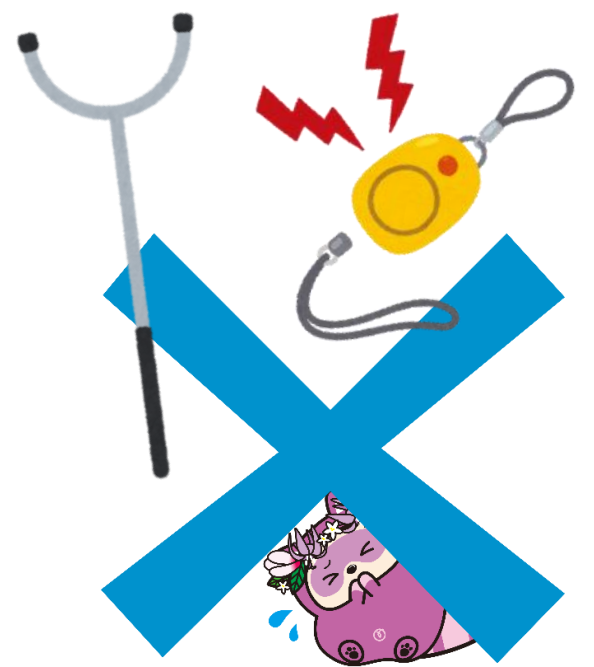
## 補助対象

侵入窃盗等の犯罪を未然に防止するために行った下記の防犯対策で、  
**令和7年4月1日以降に購入した機器及び購入機器の設置にかかった費用を対象に補助します。**ただし、**新品**の機器及び**専門業者による設置**作業費に限ります。

- ・防犯カメラ(購入費用、設置費用) ※ただし、設置場所・撮影範囲が自宅の敷地内のものに限る。
- ・防犯性の高い錠・補助錠(購入費用、取付けまたは交換費用)
- ・サムターンカバー・ロックカバー(購入費用、取付けまたは交換費用)
- ・防犯フィルム(購入費用、取付けまたは交換費用)
- ・センサー付アラーム(購入費用、取付けまたは交換費用)
- ・センサー付ライト(購入費用、取付けまたは交換費用)
- ・ダミーカメラ(購入費用、取付けまたは交換費用)
- ・カメラ付インターホン(購入費用、取付けまたは交換費用)
- ・上記のほか、侵入窃盗をによる被害を未然に防止するために必要であると町長が認める防犯対策

次のようなものは、**補助対象外**です。

- ・携行品(防犯ブザー、催涙スプレーなど)
- ・護身用品(木刀、刺叉など)
- ・既設機器の移設費用、撤去費用など
- ・メーカー側が防犯用品として販売していないもの
- ・リース契約や委託契約、使用料などのランニングコスト
- ・侵入窃盗以外の犯罪への防犯対策(録音機能付電話など)
- ・4月1日より前に購入した機器を、4月1日以降に設置した場合の施工費



## 補助金額

防犯対策でかかった費用の**2分の1** (1,000円未満切り捨て)  
ただし、**20,000円を上限**とします。

## 申請に必要な書類

- ①瑞穂町防犯対策緊急補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③領収書等の原本(購入日、品名・内容、領収金額、購入者の記名などがあるもの)
- ④申請者の本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ⑤防犯対策後の写真(機器設置後の写真など。印刷したものまたはデータ提出)
- ⑥同意書等(住宅の所有者及び管理者の承諾を得ていることがわかるもの)  
※借家の方
- ⑦印鑑、通帳※窓口で記入される方